平成２３年（フ）第９３５号
福岡市早良区百道浜４丁目31番１―1810号、前住所福岡市中央区大濠１丁目６番34―503号
破産者　森　　勝則
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１３２号
福岡市西区愛宕２丁目12番10号、旧住所福岡市西区愛宕２丁目13番27―303号
破産者　水町　和敏
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３３９号
福岡市東区和白５丁目13番31号
破産者　松本　雅人
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３号
長崎県長崎市緑町３番14号　202
破産者　山本寿雅子
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
秋田市寺内字三千刈182番地　サンハイツ25
破産者　岡　　秀紀
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９７号
秋田市土崎港中央５丁目３番34号
破産者　滝沢　文昭
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４００号
秋田市将軍野堰越14番１号
破産者　照井　真澄
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７４３号
横浜市保土ケ谷区明神台３番１―201号
破産者　池島　治夫
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９９号
神奈川県足柄下郡箱根町宮城野352番地
破産者　野地　広志
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１１３号
岡山県岡山市中区高島新屋敷335　グリーンハイツ103号、住民票上の住所愛媛県四国中央市金生町下分187番地１　レオパレスアンクルサム106号
破産者　鈴木　浩二
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５５号
大分県日田市前津江町大野952番地
破産者　平嶋　雄厚
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１７８号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2662番地１　段里子方、申立時の住所鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1570番地10、前々住所熊本市長嶺南３丁目７番111―202号
破産者　久保喜代美（旧姓五島）
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第２４５８号
北海道新冠郡新冠町字北星町15番地の８
破産者　東　日出夫
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４５９号
北海道新冠郡新冠町字北星町15番地の８
破産者　東　　智香
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３号
静岡県下田市６丁目43番15号、旧住所静岡県下田市柿崎1105―38岩崎方
破産者　増田健太朗
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第６２号
鹿児島県伊佐市大口堂崎133番地、申立時の住所鹿児島県薩摩郡さつま町永野1000番地３
破産者　緒方　真悟
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１４４７号
札幌市東区北28条東17丁目２番15号　サンハイツＡ102号
破産者　山田　　清
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４８号
仙台市泉区泉中央１丁目９番地の４　レジュイール泉403、開始決定時の住所仙台市泉区泉中央１丁目34番地の３　ダイヤグランデ泉中央202
破産者　鎌田　良昭
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係